

平成30年11月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年11月15日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時22分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 10月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第73号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第74号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第75号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について
 - 議案第76号 大津市指定名勝の指定の解除について
 - 議案第77号 平成30年教育委員会告示第2号（大津市指定有形文化財又は大津市指定名勝の指定について）の一部改正について
- 4 出席委員
舩見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、飯田教育総務課長、青山同課長補佐、服部同課副参事、山崎同課指導主事、西本同課主事、脇学校教育課長、小林児童生徒支援課長、本郷学校給食課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が11月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

10月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第73号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説明】

○飯田教育総務課長 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について、市議会11月通常会議に上程される予定であることから、教育委員会の意見を求めるものである。

市長等の特別職については、人事院勧告に準じた給与額の改定は行わないものの、期末手当について6月期及び12月期が均等になるように支給割合を変更するものである。具体的には、6月期が基本給与の1.55月分、12月期が同1.7月分であったところ、ともに1.625月分に変更を行うものである。施行日は平成31年4月1日となる。

【質疑】

○八田委員 元々期末手当が均等でなかった理由は。

○飯田教育総務課長 昔は手当が3回などに振り振られていた時期があり、それがボーナスという形で2回に分かれた際に、いわゆる冬のボーナスの方を多くしていたものである。

【採決】 可決

○議案第74号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説明】

○飯田教育総務課長 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について、同じく市議会11月通常会議に上程される予定であることから、教育委員会の意見を求めるものである。

本市の幼稚園教員および指導主事の給与について、人事院勧告に準拠し、給与を引き上げるものである。なお、期末勤勉手当についても、本条例において準用する大津市一般職の職員の給与に関する条例の改正に基づき引き上げられる。施行日は公布の日となるが、給料表の改定は平成30年4月1日から遡っての適用となり、差額は本年度中に調整されることとなる。

【質疑】

○日渡委員 教育職給与表の(1)と(2)の対象は。

○西本教育総務課主事 (1)が幼稚園教員、(2)が指導主事を対象としている。

○青山教育総務課長補佐 市費負担講師の報酬についても、教育職給料表の1級1号から1級69号までを準用しているものである。

【採決】 可決

○議案第75号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する意見の申出について

【説明】

○飯田教育総務課長 両条例の制定に関する意見の申出について、同じく市議会11月通常会議に上程される予定であることから、教育委員会の意見を求めるものである。概要としては、市担講師の身分について、同僚性の発揮や校長マネジメントの下での人材育成を図ることにより、学校の組織力を向上させること等を目的として、嘱託職員から臨時的任用職員に変更するものである。

変更点としては、下記である。

- ・雇用期間が「年度単位」から「半年単位」となる
- ・年休付与が「年間20日」から「前期10日・後期10日」となる
- ・給料支払日が「当月払い」から「翌月払い」となる
- ・人事評価制度を平成31年度より導入する。但し、平成31年度は給与反映を行わない。

条例の改正内容としては、大津市嘱託職員の報酬等に関する条例から市担講師の項目を抜いて、大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例に市担講師の項目を加えるものである。

【質疑】

○日渡委員 本条例改正にあたっての市長部局との議論の経過はどうであったか。

○飯田教育総務課長 学校以外の臨時的任用職員との整合などで調整が必要ではあったが、最終的には一定理解を得ているものである。

○青山教育総務課長補佐 組合交渉についても先日最終交渉を行ったが、給与水準等を維持したままという提案内容であることもあり、合意をいただいている。

【採決】 可決

○議案第76号 大津市指定名勝の指定の解除について

【説明】

○山口文化財保護課長 大津市指定名勝であった旧正蔵坊庭園が、平成30年10月17日付けで滋賀県指定名勝に指定されたため、大津市文化財保護条例第44条第2項の規定により大津市指定名勝の指定を解除するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第77号 平成30年教育委員会告示第2号（大津市指定有形文化財又は大津市指定名勝の指定について）の一部改正について

【説明】

○山口文化財保護課長 大津市指定名勝であった旧正蔵坊庭園の指定を解除することに伴い、平成30年教育委員会告示第2号による告示のうち、旧正蔵坊庭園について指定名勝の指定に係る部分を削除するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

閉会 教育長が11月定例会の閉会を宣言